

命 令 書

申立人 香川県大手前高松高等（中）学校教職員組合

被申立人 学校法人 倉田学園

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者について

(1) 被申立人学校法人倉田学園（以下「学園」という。）は、肩書地に所在し、同地に香川県大手前高等学校及び香川県大手前中学校を、高松市室新町1166番地に香川県大手前高松高等学校及び香川県大手前高松中学校（以下、これら2校を総称して「高松校」という。）を、それぞれ設置し、教育事業を行っており、本件審問終結時の教職員数は135名（うち、高松校62名）である。

(2) 申立人香川県大手前高松高等（中）学校教職員組合（以下「組合」という。）は、昭和52年9月10日高松校に勤務する教職員で結成された労働組合であって、本件審問終結時の組合員数は21名である。

2 本件申立てに至るまでの経緯について

(1) 学園は、組合員A1（以下「A1」という。）を非違行為を理由として、昭和54年3月31日付で教諭から講師に降職処分したため、同人は、同年4月1日以降講師となっていたが、講師の雇用期間満了を理由に昭和55年3月31日で雇止めとした。

(2) 学園は、組合員A2（以下「A2」という。）を、生徒指導上のトラブルを理由として、昭和54年6月27日付で教諭から非常勤講師に降職処分したため、同人は非常勤講師となっていたが、非常勤講師の雇用期間満了を理由に昭和57年3月31日で雇止めとした。

(3) 学園は、組合員A3（以下「A3」という。）及び組合員A4（以下「A4」という。）を、生徒指導方法についての高松校校長B1（以下「B1校長」という。）の指導に従わなかったことなどを理由として、昭和57年3月31日付で教諭から非常勤講師に、それぞれ降職処分したため、両名は、同年4月1日以降、非常勤講師となっていたが、非常勤講師の雇用期間満了を理由に、昭和60年3月31日で雇止めとした。

(4) 学園は、組合員A5（以下「A5」という。）を、「クラブ通信」を学園に無断で発行したことなどを理由として、昭和57年3月31日付で教諭から非常勤講師に降職処分したため、同人は同年4月1日以降、非常勤講師となっていたが、非常勤講師の雇用期間満了を理由に、昭和60年3月31日で雇止めとした。

(5) 組合は、前記(3)につき、香労委昭和56年（不）第2号、昭和57年（不）第4号（一部）、昭和61年（不）第1号（一部）併合事件として、(2)、(4)につき、香労委昭和57年（不）

第4号、昭和61年（不）第1号（一部）併合事件として、当委員会に救済申立てを行っており、現在、係属中である。

### 3 「凱風」配布行為について

- (1) A1は、昭和55年4月1日に、高松校に就労のために出向いたところ、学園から就労を阻止されたので、就労闘争の一環として、主題を「凱風」とし、副題を「大手前教育通信」とするB5版紙面で、主として片面刷りのビラを同年4月4日以降、ほぼ毎朝、登校してくる生徒らに配布しはじめ、現在に至っている。なお、この「凱風」の発刊回数は、昭和61年6月20日時点で通算第1451号に及んでいる。
- (2) 「凱風」は、当初A1によって発刊、配布されてきたが、昭和57年4月からA2が、同60年4月からはA3、A4、A5がこれに加わって発刊、配布してきている。
- (3) 「凱風」の主たる配布場所は、学園の正門入口から400メートルないし500メートル程度離れた市道上の北星湖（奥の池）（以下「奥の池」という。）の東南隅溢水口付近（別図1、B地点）であって、高松校生徒の主たる通学径路となっている。この地点の付近の住宅は、まばらであって、一般住民の通行はそれほどにひんぱんでなく、市道上の道路幅員は5メートル程度である。
- (4) また、この「凱風」の内容は、主として学校行事、日常学習、受験、学校生活、家庭生活に関する事項となっているものの、係争中の裁判を傍聴するようにとの父兄への呼びかけなど高松校の労使問題に関する事項もみられる。

### 4 「凱風」配布支援行為について

- (1) 組合は、前記A1、A2、A3、A4及びA5の雇止めを、組合つぶしを狙った学園の措置であると考え、A1らの行っている「凱風」配布行為（以下「配布行為」という。）に対して、就業時間外に組合員を立ち合わせて支援することとした。
- (2) 「凱風」配布支援行為（以下「支援行為」という。）の場所は、昭和55年4月4日から1週間程度は高松校正門付近の自転車置場前（別図1、A地点）の市道上で行われてきていたが、学園から支援行為を止めるようにとの指示や高松校の敷地外に出るようにとの指示があって、若干の経緯を経て、奥の池の東南隅溢水口付近（別図1、B地点）の市道上に移動し、さらにその後、この場所と並行して奥の池西側の栗林トンネルから学園に入る市道上（別図1、C地点）でも行われてきている。これらに対してB1校長は、この支援行為に関して、朝礼時に、全教員に対し生徒を巻き込んではいけないと再三注意し、生徒に対しても「凱風」を受け取らないよう注意書きした立看板を立てた。
- (3) 当初、支援行為には組合員のほとんどが参加していたが、順次参加組合員が特定されるようになり、組合員は配布行為の行われている時間帯のうち、おおむね午前8時10分から20分頃までの間、「凱風」配布行為者（以下「配布者」という。）の正面、ななめ前あるいは横に立ち並び登校中の生徒や教職員に対し配布行為を支援してきた。この支援行為における行為態様は、組合員らが配布者からそれぞれ自らの「凱風」を受け取り、これを手に持っており、なかにはこれに目を通す組合員もいたが、いずれの場合においても、そのあとは「凱風」をポケットにしまい込むかあるいは手に持ったままの状態で見守りながら立ち並んでいて、積極的に生徒に受け取らせるよう働きかけることはなかった。

そして、「凱風」配布支援行為者（以下「支援者」という。）である組合員と配布者は、それぞれ市道上の側端に位置し、両者が対面する場合でも、登校中の生徒はその間を自

由に通行できる状況にあった。

- (4) しかし、学園はこうした支援行為について、昭和56年10月20日付で組合員A6（以下「A6」という。）、組合員A7（以下「A7」という。）、組合員A8（以下「A8」という。）及び組合員A9（以下「A9」という。）の4名に対して、学園の指示を無視し、配布行為を支援し、生徒にこれを受け取らせているのは、高松校服務規律に違反しているので、今後は学園の指示に違反しないようにと記載した警告書を交付した。
- (5) また、学園は、昭和58年6月25日付で、A8及びA9に対して、重ねて支援行為を続けていることについて、学園の指示に違反しているとして、責任を迫及する権利を留保する旨を記載した通告書を交付した。
- (6) さらに、学園は、昭和59年5月1日付で、A6及びA8に対して、支援行為を続けていることについて、高松校就業規則に違反しているので、その行為を中止すること及び学園としては、責任を迫及する権利を留保する旨を記載した警告書を交付した。

## 5 本件懲戒処分などについて

- (1) 学園は、昭和60年6月22日付でA6、A7、A8及びA9に対して、これら組合員4名の支援行為は、高松校就業規則に違反していることを理由に、懲戒処分としての厳告処分（以下「本件処分」という。）を行った。この本件処分の対象行為としては、昭和60年4月9日以降同年6月21日までの間における前記組合員4名の全出勤日における支援行為を中心とし、これに昭和55年4月以降昭和60年6月21日までの間の複数回の奥の池東南隅溢水口付近の市道上での支援行為を加えたものであるとしている。そして、その処分理由は次の4項目に要約される。

ア 学園では、従来から生徒の交通安全指導に力を入れ、生徒通学路を指定し、あるいは交通道德と安全のための指導を続け、全教員に対し生徒への指導を指示してきている。しかるに、生徒通学路上において学園敷地に近接した地点で、他の教員とともに立ち並び、毎朝登校してくる生徒多数を対象にして、「凱風」と称する文書の配布を支援し、これを生徒に受け取らせている。学園生徒の大多数が自転車通学であり、このために生徒は交通安全上の注意をそがれ、かつ、片手運転を強いられている。また、このために、横の奥の池の池塘の傾斜面に転落した生徒もあり、高松校生徒は、交通安全上の危険にさらされている。

イ 配布された「凱風」が、毎日、学園敷地内の路上や自転車置場、校地、校舎内の廊下や教室などに散乱し、学園の美観をそこない、生徒の清掃教育上に弊害をもたらしている。

ウ 「凱風」は、学園とは全く無関係の文書であるにもかかわらず、学園の名義を詐称し、その内容も学園の教育方針に反していて、学園の名誉、信用を傷つけ、かつ教育業務を妨害している。

エ 学園は、従来から高松校生徒に対し、「凱風」を受け取らないよう指導してきており、教員に対しても、この指導を義務づけてきている。しかるに、A6ら組合員4名は生徒へのこの指導を怠り、支援行為を続けることによって教育業務を阻害しているとしている。

- (2) 組合は、本件処分以降は、支援行為を停止し、現在に至っている。

## 6 高松校の就業規則（抄）について

高松校の就業規則には、次のとおり規定されている。

第67条 懲戒の種類は左の通りとする。

一、 譴 責

イ、 訓 告 (略)

ロ、 戒 告 (略)

ハ、 厳 告 書面で注意し将来を戒め且つ始末書を提出させる。

二、 減 給

(略)

三、 出勤停止

(略)

四、 降 職

(略)

五、 懲戒解職

(略)

第68条 当校は、職員が左の各号の一に当たる場合には、降職、出勤停止、減給又は譴責に処する。

一、 第14条第1号に違反し、不正不義の行為をしたとき。

二、 第14条第2号に違反し、当校の名義、職員の身分又は資格を詐り、若しくは之を濫用したとき。

九、 業務上の命令又は指示に違反したとき。

十、 勤務の怠慢により業務を阻害したとき。

十三、 その他前各号に準ずる行為があったとき。

第69条 当校は、職員が左の各号の一に当たる場合には、懲戒解職に処する。

但し、情状により降職又は出勤停止にとどめることがある。

五、 第14条第10号に違反し、業務を妨害し、若しくは当校の名誉又は信用を傷つけたとき。

七、 第14条第12号に違反し、当校内で業務外の掲示をし、若しくは図書又は印刷物等の頒布又は貼付をしたとき。

十、 教育に関する法令に違反し、又は当校の教育方針に違反したとき。

十一、 生徒を労働争議に参加させ、又は同盟休校をさせたとき。

十三、 2回以上懲戒を受けたにも拘らず、更に懲戒に当たる行為をしたとき。

十五、 その他前各号に準ずる行為があったとき。

第70条 前2条の規定する行為の陰謀幫助、未遂、教唆又は煽動をした者の懲戒も同様とし、予備又は過失の場合でも同様の懲戒をすることがある。

## 第2 判断及び法律上の根拠

### 1 組合の救済申立適格について

(1) 学園は、次のとおり主張する。

申立人組合は、その規約における組合員資格について、いわゆる中間管理職などの使用者を代表する者をふくめており、労働組合法第2条ただし書第1号に該当するので、同法第5条第1項及び労働委員会規則第34条により本件申立ては却下されるべきである。

(2) よって、判断する。

当委員会は、昭和63年8月26日第371回公益委員会議において組合の資格審査を行い、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると決定している。また、本件審査においても、組合が加入を認めている主任が、同法第2条ただし書第1号に該当するものと認めるに足る疎明はなく、学園の主張は採用できない。

## 2 本件懲戒処分について

(1) 組合は、次のとおり主張する。

学園は、昭和60年6月22日、A6、A7、A8及びA9の組合員4名に対し本件処分通告書を交付している。同通告書によれば、前記A6ら4名が登校中の生徒に「凱風」を受け取らせていることをその主たる理由としているが、その事実は過去において全くない。このため組合としては、昭和60年7月12日に、学園に対し、本件処分の撤回を求め、またそれ以降も、本件処分につき団体交渉の開催を申し入れてきたが、学園は処分問題は団体交渉の議題になじまないとして拒否してきている。学園は、A1ら被解雇者と組合員が精神的につながり、あるいは励まし合って解雇撤回闘争が存続することを嫌悪するあまり、「凱風」を生徒に受け取らせたなどと事実をわい曲し、本件処分に及んだものである。本件処分は、組合に対する支配介入であり、組合活動の弱体化をも目的としているのであって、組合結成以来、学園がとってきた組合嫌悪の態度からみて不当労働行為であることは明白である。

(2) 学園は、次のとおり主張する。

現に生徒に対して教育業務に携っている高松校教員である組合員が、「凱風」配布現場で、自らも「凱風」を手にして、道路の両端に立ち並び、生徒にこれを受け取るように仕向け、現実には多数の高松校生徒に受け取らせてきている。自転車通学の生徒がこれを片手で受け取らされた直後に、傍らの池のA6に自転車ごと転落した事実もある。高松校生徒のほとんどが自転車通学となっていることからして、登校時における生徒の交通安全上の問題としてもゆゆしき問題である。

また、配布された「凱風」が学園敷地内に散乱し、校内美観をそこねているし、「凱風」は高松校とは無関係であるにもかかわらず、「大手前教育通信」の名称を用いて名義を詐称し、これらのことによって学園の教育業務を妨害するとともに、さらには、「凱風」の記載内容は学園の教育方針に反していて、教育業務を阻害している。こうしたことにより、本件処分の対象者となっているA6ら組合員4名は、いずれも高松校就業規則に違反しているのであるから本件処分は正当である。

(3) よって、以下判断する。

まず、A1ら被解雇者が学園近くの奥の池東南隅溢水口付近の市道上において、「凱風」を配布してきているに際して、本件処分の対象者となったA6、A7、A8及びA9の組合員4名が被解雇者らを励ますという意味で配布者の近くに立ち並ぶなどして支援行為に従事してきた事実及び「凱風」配布の対象が主として登校中の生徒に向けられていた事実は、前記第1認定した事実3(1)及び4(1)、(2)、(3)のとおりである。

ところで、一般的に組合活動が正当な組合活動としての評価をうけるためには、その目的と手段の両面にわたって正当性を有すべきことが必要である。

本件においてこれをみるに、配布行為は被解雇者らが就労闘争の一環として行ってき

た経過にてらし、これを支援する組合及び組合員らの行為は、組合員相互の団結権の確認行為であったと考えられ、したがって、これは目的からみて正当な活動であったと思料される。一方、その手段についてみると、配布者と支援者の関係については、前記第1認定した事実4(3)のとおり、場所的にも時間的にも、両者は生徒の登校時において、支援者が配布者の正面、ななめ前あるいは横に立ち並ぶという行為態様であって、これを外形的、客観的にみた場合、両者は相互に協力し、補完し合うという一体関係が認められる。したがって、組合主張のごとく、これら支援行為は組合員自らの配布行為ではなかったとしても、これを全体的に考察すると、程度の差はあるとしても、配布者らと同様の評価を受けても止むを得ない側面があると思われる。また、本件支援行為は、配布時間、配布場所を考慮すると、主として生徒を対象として行われた組合活動であると評価されても止むを得ないのであって、通常の組合活動としての情宣活動とは同列に論ぜられない。

生徒を対象とした組合活動は、教育上の配慮から厳に慎むべきことはいうまでもないところであり、当時の申立人組合がおかれていた状況及びその心情などは首肯しうとしても、この点、本件支援行為は、いささか配慮に欠けていたといわざるを得ない。

したがって、学園が高松校教員に対して、生徒に「凱風」を受け取らないように指導すべきことを命じたことには、教育上の裁量権の行使として逸脱もみられず、他に特段の事情がない限り申立人組合の本件支援行為は正当な組合活動であったとは認め難い。

以上の理由のほか、本件処分は、組合員であるが故に不当に重く処分されたとも認められないので、不当労働行為には当たらないと判断され、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

昭和63年9月21日

香川県地方労働委員会

会長 武田 安紀彦 ㊟

(別図 略)